

審議会等の会議の公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、審議会等において会議の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めるものである。

2 対象

この基準の対象となる審議会等は、法令、要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うため知事の下に設置された附属機関及びこれに準ずる機関とする。

3 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等は、法令に別段の定めのある場合を除き、審議会等の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより行政運営における透明性の向上を図り、もって県行政に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

(2) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の会務を総理する者（以下「会長」という。）が当該会議に諮って行うものとする。

なお、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護

、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合

カ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合

キ 会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(3) 会議の公開又は非公開の決定後にその決定を変更する必要がある場合は、その都度会長が当該会議に諮り決定の変更を行うことができるものとする。

4 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、あらかじめ傍聴定員を定めて会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めること等の方法により行うものとする。

(2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を含め、会長は、会場の秩序を維持するために必要な措置をとることができるものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議の開催について、県民情報センター及び地区県民情報コーナーへの配架、広報誌への掲載等の方法により、あらかじめ県民へ周知するよう努めるものとする。

6 会議録について

(1) 審議会等は、3の(2)の基準により、当該会議の決定を経て、公開した会議の会議資料及び会議録を公開するよう努めるものとする。

(2) 審議会等は、会議又は会議資料及び会議録を非公開とする場合においても、議事要旨等の公開に努めるものとする。

(3) 審議会等の各所管課(室)長は、会議資料及び会議録について行政資料の管理に関する要綱(平成7年4月1日施行)に基づく行政資料としての登録、インターネットの活用等の方法により公開に努めるものとする。

7 その他

その他審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、会長が当該審議会等に諮って定めることができるものとする。